

2014年 8 月 27 日 決裁

（趣旨）

第1条 この取扱要領は、創立130周年記念特別研究費（以下「本研究費」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本研究費は、創立130周年記念事業として設立された「関西大学なにわ大阪研究センター」における研究部門を支援し、さらにこれを足掛かりとし、本学の各研究分野が有する実績をもとに、継続的な外部資金の獲得をめざすことを目的とする。

（支給対象及び支給額）

第3条 本研究費は、共同研究を対象とする。

2 本研究費支給（上限）額は、別途定める。

（実施期間）

第5条 研究期間は、1～2年とする。

（審議機関）

第6条 本研究費の取扱いに関する事項は、なにわ大阪研究センター委員会（以下、「センター委員会」という。）で審議する。

（実施組織）

第7条 研究組織は、次の者をもって構成する。

（1）研究代表者 本学専任教育職員（特別契約教授を含む。以下同じ。）であって研究組織を代表し、研究計画の遂行及び成果の公表に関してすべての責任を持つ者

（2）研究分担者 本学専任教育職員。ただし、研究遂行に必要な場合は、他大学等の研究者を含めることができる。

2 研究組織における学内の専任教育職員の占める割合は、研究代表者を含む研究組織構成人数の過半数とする。

3 研究遂行に必要な場合、第1項に規定する以外の者及び本学大学院生を研究協力者として参加させることができる。ただし、研究協力者は研究組織には含めない。

（欠格事由）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、本研究費の申請を行うことができない。

（1）1学期を超える学術研究員又は研修員である者

（2）研究代表者として本研究費による他の研究計画に申請・参加している者

（申請）

第9条 本研究費を申請しようとする者は、研究計画書をそれぞれ所属学部長、心理学研究科長、法務研究科長、会計研究科長、教育推進部長、又は国際部長（以下「所属長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

（審査等）

第10条 前条についての申請があったときは、センター委員会が審査を行う。

2 センター委員会は前条の申請による採択並びに支給額及び支給額の配分を合議により決定し、学長に推薦する。

（決定通知）

第11条 学長は、前条第2項の規定により決定した支給額を、所属長を通じて研究代表者に通知する。

（計画の変更）

第12条 研究組織又は支給額を変更する必要があるときは、直ちにセンター委員会の審議に付さなければならない。

(準用)

第13条 この取扱要領に定めるもののほか、「使途範囲」「請求手続・決算報告」「使途管理」「返還」「報告」及び「成果の公表」については、関西大学研究拠点形成支援経費取扱規程の規定を準用する。

(経費の事務)

第14条 本研究費に関する事務は、研究支援・社会連携グループ及び地域連携・高大連携グループが行う。

附 則

この要領は、2014年8月27日から施行し、2014年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、2016年10月28日から施行し、2016年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、2017年6月7日から施行し、2017年4月1日から適用する。